

# [個人版私的整理ガイドライン] 被災ローン減免制度 をご存知ですか？

被災ローン減免制度を利用することにより、

## 住宅ローンなどの 免除を受けること ができます。

(注)債務の免除には、一定の要件を満たすことが必要となります。

### 例えば Sさん(男性・宮城県)のケース

- 東日本大震災で自宅が半壊となり、現在借上げ住宅に居住している。
- 震災により収入が減少し、借上げ住宅を退去するには家賃負担も発生することから、今後の返済について不安になった。居住できなくなった自宅の住宅ローンをどうにかしたいとの思いから被災ローン減免制度の利用を検討し、弁護士に相談した。

#### ■ 制度成立前の借入残高

〇〇銀行 (住宅ローン) 借入残高: 2600万円

#### ■ 制度成立後の借入(債務)免除結果

〇〇銀行 (住宅ローン) 借入残高: 800万円 免除額: 1800万円  
↑ 自宅売却金一括返済700万円+分割返済100万円(毎月3万円返済)

**結果** 自宅を処分※することとしたが、  
**1800万円の借入の免除**を受けることができた。

※自宅を処分せず免除を受けられるケースもあります。

被災ローン減免制度を  
利用する  
メリット

**1** 個人信用情報の登録などの不利益を回避できます。

**2** 国の補助により弁護士費用はかかりません。

(注)運営委員会に登録された弁護士の費用に限ります。

**3** 手元に残せる現預金の上限が500万円を目安に拡張されています。

義捐金等は、上記500万円とは別に手元に残すことができます。

(注)被災状況、生活状況などの個別事情により減額があり得ます。

## [個人版私的整理ガイドライン] 被災ローン減免制度 無料相談会開催

**日時** 平成24年12月16日(日) 14:00~16:00

**場所** ベイサイドアリーナ 文化交流ホール (宮城県本吉郡 南三陸町沼田56番地)

**内容**

### ①被災ローン減免制度の説明会

仙台弁護士会所属弁護士、個人版私的整理ガイドライン運営委員会担当者が、制度についてわかりやすく説明します。

### ②個別相談会 **事前予約制**

仙台弁護士会所属弁護士がご相談に応じます。

個別相談会をご希望の方は**平成24年12月14日(金)までに**下記連絡先にお電話にてお申込みください。

個人版私的整理ガイドライン 運営委員会宮城支部 **TEL 022-212-3025** [受付時間/平日9:00~17:00]

※説明会の会場はお席に限りがございますので、ご了承ください。

※個別相談会へのお申込が定員を超えた場合は、別途日程をご相談させていただくことになりますのでご了承ください。



■主催/仙台弁護士会、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会、東北財務局

■共催/住宅金融支援機構、株式会社七十七銀行、株式会社仙台銀行、気仙沼信用金庫、仙北信用組合、東北労働金庫、JA南三陸